

平成 29 年度長崎県国境離島観光プロモーション業務仕様書

1. 業務の目的

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を活用し、ゴールデンウィークから夏季にかけて、本県の離島（壱岐、対馬、五島列島）への誘客促進を図るため、豊かな島の自然、歴史、食などを満喫できる離島の魅力を発信し、一般消費者の関心を喚起することを目的とする。

2. 事業期間

契約締結日から平成 30 年 3 月 30 日までとする。

3. 業務の内容等

(1) 基本事項

①対象エリア

対馬市・壱岐市・五島列島（五島市・新上五島町）

*各市町の露出割合は概ね対馬市：壱岐市：五島市：新上五島町＝1：1：1：0.5とする。

②主なターゲットエリア・層

エリア：首都圏、関西・中国圏、福岡都市圏及び長崎県内

層：媒体ごとに、具体的な根拠を含め提案すること。

③媒体活用のイメージ

各種メディアを活用し、ターゲット（エリア及び層）に対して、本県離島の認知度・イメージを向上させ、全国の多くの人に本県離島への関心を喚起するような情報発信を行うこと。

(2) プロモーション等内容について

ア テレビ媒体（CM、旅番組、その他）を活用した展開とすること。

*スポットCMを行う場合は、CM素材を制作すること。

*CM放送エリアについては、首都圏、関西圏、広島、福岡都市圏及び県内とする。

*旅番組については、2番組以上とし、本県離島の「魅力」を視聴者に伝え、印象に残る番組とすること。

イ 旅行意欲の高い層に訴求可能な雑誌2誌以上での記事制作（離島特集各16P程度）

ウ 九州エリアのファミリー層に訴求可能な雑誌等1誌以上での記事制作（離島特集12P程度）

エ 新聞の活用3紙以上（全国紙1紙以上、九州エリア1紙以上、長崎県内1紙以上）

*スペースは、各紙全15段カラー広告とする。

オ その他効果的な媒体の活用

カ 上記ア～カの効果検証手法の提案（「ながさき旅ネット」へのページビュー増減数を除く）

(3) プロモーション等実施時期について

ア（旅番組）～ウの制作について・・・平成30年3月29日まで。なお、放送および掲載は4月以降でも可。

ア（CM）について・・・平成30年3月29日まで。

エ～カについて・・・平成30年3月29日まで。

4. 成果品の提出

(1) 提出する成果品

ア. 業務の実施結果を記載した報告書及びこのデータを格納した電子媒体を各1部

イ. 実施した媒体

(2) 提出期限 平成30年3月30日

(3) 提出先

住 所：〒850-8570 長崎市尾上町3-1（新県庁舎5F）

一般社団法人長崎県観光連盟 情報推進部 中原陽一

5. 成果の帰属及び秘密保持

(1) 本業務により得られた成果品（映像、画像を含む）の著作権は、当該成果品を構成する各著作物の著作権者に帰属するものとする。

(2) 秘密保持

①本業務に関し、受託者から長崎県観光連盟に提出された提案書等は、本業務における契約予定者の選定以外の目的で使用しない。

②本業務に関し、受託者が長崎県観光連盟から受領又は閲覧した資料等は、長崎県観光連盟の了解無く公表又は使用できない。

③受託者は、本業務で知り得た長崎県観光連盟、長崎県及び事業者等の業務上の秘密を保持すること。契約期間終了後も同様とする。

6. 個人情報の保護

受託者は、本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。

7. 再委託

受託者は、本業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、事業の一部について、受託者があらかじめ長崎県観光連盟と協議し、長崎県観光連盟が承認した場合は、第三者に委託し、又は請け負わせることができることとする。

8. その他

受託者は、本業務の実施にあたって、不明瞭な点や改善の必要があると認められる場合は、長崎県観光連盟と協議すること。